

運輸施設

以下の事業の用に供する施設

- ・道路，鉄道，船舶もしくは航空機による旅客もしくは貨物の運送事業
- ・倉庫業
- ・港湾運送業
- ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)
- ・運送代理店
- ・こん包業
- ・運輸施設提供業
- ・その他の運輸に附帯するサービス業

○助成要件

区分	大企業等	中小企業者
投下固定資産額 (土地を除く)	1億円以上	3,000万円以上
新規常用雇用者	10人以上	2人以上

※投下固定資産額は，業務開始の日前3年間に取得したものに限る。

※新規常用雇用者は，交付申請時に10人以上(中小企業者は，2人以上)在職しており，かつ，交付申請時前6月の毎月末における在職者の平均が10人以上(中小企業者は，2人以上)であること。

○助成内容

立地奨励	投下固定資産額(土地を除く)の5%
雇用奨励	新規常用雇用者数×50万円

※新規常用雇用者数は，助成金の交付申請時の在職者数または交付申請時前6月の毎月末における在職者数を平均した数のいずれか少ない数とする。

○助成限度額 2億円